

- ▶ 航空機内の医療活動を担当するDMATは、SCU本部の調整下に入る。
- ▶ 航空機内の医療活動を担当するDMATは、航空機内における患者の症状監視と必要な処置を行う。

3. 後方支援（ロジスティック）

- ・ DMATは移動、医薬品等の医療資器材の調達、自らの生活等については、自ら確保しながら、継続した活動を行うことを基本とする。
- ・ 厚生労働省、都道府県等は、DMATに係るヘリコプター等の移動手段、医薬品支給、生活手段等の確保について可能な限り支援・調整を行う。
- ・ 厚生労働省は、DMATの派遣、患者やDMATの要員の搬送等について関係省庁（内閣府、防衛庁、総務省消防庁、海上保安庁、文部科学省等）、都道府県及び民間団体と必要な調整を行う。
- ・ 日本赤十字社、国立病院機構等は、厚生労働省、都道府県等の要請に応じ、DMATに係る移動手段、医薬品支給、生活手段等の確保を可能な範囲で行う。
- ・ 厚生労働省、都道府県等はDMATに係る移動手段、医薬品支給、生活手段等に関し、関係業界（ヘリコプター、レンタカー、タクシー等の交通関係、医薬品等の卸関係等）に対して、その確保を依頼する。
- ・ 後方支援（ロジスティック）はDMATやDMAT補助要員が担当する。

4. ドクターヘリの活用

- ・ ドクターヘリは、必要に応じて広域医療搬送、域内活動にかかわるDMATの派遣・移動や患者の搬送を行うことができる。
- ・ ドクターヘリは、必要に応じて不足する医療・資器材の輸送など後方支援（ロジスティック）のためにも活用することができる。
- ・ 現地本部は、ドクターヘリを持つ医療機関からのDMATと連携し、被災地域内に参集した複数のドクターヘリの活用を調整する。
- ・ ドクターヘリを運航する航空会社は、DMATの活動や後方支援（ロジスティック）のために可能な限り支援する。
- ・ 都道府県は、ドクターヘリによるDMATの派遣に関して必要な支援を行う。

VII 費用の支弁

（原則）

- ・ 都道府県との事前の協定に基づいて支弁されるものとする。
- ・ 又は、災害時の業務計画に基づいた業務として扱われるものとする。

（災害救助法が適用された場合）

- ・ 災害救助法が適用され、かつ以下の条件を満たした場合には、適用された都道府県はDMATを派遣したDMAT指定医療機関に対して、災害救助法による費用の支弁が可能となる。

(条件)

- ・ 災害救助法が適用された市町村で救護活動を行うことを前提に、都道府県知事が必要に応じて、
 - 1) 救護活動の業務をDMATに委託
 - 2) 賃金職員の雇上げによるDMATの編成を行い、災害救助法による応急医療を実施した場合。
 - ・ 災害救助法に基づいて費用支弁が行われた場合、厚生労働省と都道府県は、DMATの派遣に要した、次に掲げる費用を負担する。
 - 1) 使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費
 - 2) 救助のための輸送費及び賃金職員等の雇上費

2) DMAT 研修会の質の確保のための評価指標

DMAT 事務局運営規定 (案)

DMAT 研修会の質の確保のための 評価指標

平成 17 年厚生労働科学研究事業

「災害時医療体制の整備促進に関する研究」

主任研究者 辺見 弘

はじめに

DMAT とは「迅速に活動できる高度なトレーニングを受けた医療チーム」と定義されます。災害時に高度な医療を提供し、かつ、隊員の安全を確保するためには DMAT 隊員養成研修会（以下 DMAT 研修会）の「質の確保」は不可欠の要素と考えられます。

今後は、日本 DMAT 研修会が各地で開催され、また都道府県が独自の DMAT の設立をすることになるでしょう。その際に DMAT 研修会の「質の確保」が重要な問題となります。

DMAT 研修会が日本各地で開催される日もそう遠くはないはずです。多くの研修会が本基準を満たし、公式な日本 DMAT 研修会として認定を受けることを願ってやみません。

A. DMAT 活動計画に対する基礎的事項

DMAT 研修会は単に理論を理解するのみならず、実際の出動や活動に対応できるためのものでなければならない。従って、実際の活動計画に基づいた研修プログラムであることは不可欠である。研修しようとしている DMAT の活動計画を明確にすることが良質のプログラムを提供する上での大前提となる。

1, DMAT の目的や活動内容が明らかとなっている

DMAT がどこにどのような目的のために派遣され、派遣先でどのような活動が想定されるか明文化されていることが望ましい。研修プログラムが想定された活動をすべて網羅していることが望ましい

2, DMAT の出動基準、出動手段が明らかとなっている

DMAT の出動基準が明文化されている必要がある。出動のための移動手段についても明文化すべきである

3, DMAT の出動命令権者や出動手順が明らかとなっている

指揮命令系統を構築するためには、誰の出動命令にどのような手順で出動するのかを明文化する必要がある。

4, DMAT の出動人員構成、役割が明らかとなっている

現場での役割分担を明確化するためには出動人員構成を明確化し、各職種の責務分担を明確にし、研修目標を職種別に明文化する必要がある

B. 研修運営の質の確保に関する内容

1. 研修責任者が明らかとなっている

DMAT 研修会には、「研修の質を確保」するための責任者として研修責任者を明らかにすることが必要です。研修責任者は、日本 DMAT について精通しているのみならず、研修全般にわたり深い知識を有していることが必要です。研修責任者はインストラクターの行う指導法を統一し、試験の質を確保し、受講生の研修修了の判断の最終責任を担います。

2. インストラクターの資格について明文化されている

インストラクターは、日本 DMAT の運用について精通しているのみならず、研修全般にわたり深い知識を有していることが必要です。また、日本 DMAT 研修の修了者であることが望まれます。インストラクターの基準や、インストラクター認定のプロセスが明文化されていることが研修会の質を維持するための重要な要素と考えられます。

3. インストラクターの数が十分充足している

講義形式の教育では十分な理解が得られないといわれています。そのため、DMAT 研修会ではグループ討論や、実技訓練、シミュレーション形式の研修が不可欠です。そのためには少なくとも受講生 5 名に対して 1 名の割合のインストラクターの数が必要と考えられます。

4. インストラクターが医師、看護師、業務調整員などより

構成されている

DMAT は医師、看護師、業務調整員（薬剤師、放射線技師、検査技師などを含む）などの医療者により構成されたチームです。効果的なチーム活動を行うためには、各職種が専門性を生かして有機的に連携する必要があります。そのためには、各職種の専門性を生かした職種別実習は不可欠と考えます。高い専門性の観点からの指導のためには、職種別のインストラクターは不可欠と考えられます。

5. 到達度を確認するための筆記・実技試験が実施されており、受講生の理解度・達成度がたえずモニターされ、講習の質の維持に役立っている。

研修会の質の向上のためにはプログラムやインストラクターの充実とともに、受講生の理解度や達成度をたえずモニターし、その結果を次の講習会に生かす体制が必要です。その観点で、受講生の到達度を確認するための筆記試験・実技試験は必須と考えられます。

6. 研修コースの質の維持を確保するために、検討会などを通して、複数のメンバーによりコース内容の改善が図られている体制を有している

受講生の試験結果やアンケート結果は、研修委員会などを通して、複数のメンバーの合議により、研修プログラムの改訂、指導法の見直し、インストラクターの評価の面からたえず検討される体制を有する必要があります。

C. コースプログラム設定

1, 座学がコース全体に占める割合は40%以下であり、60%以上は実技、グループ討論、シミュレーション形式である

座学主体の研修会では、受講生の理解度、満足度が十分得られないことが判明しています。従って、座学に加え、実技、グループ討論、シミュレーション形式など多様な方法により教育プログラムが組まれる必要があります。

2, 研修内容は以下の項目の座学を含むものとする

災害概論、DMATの意義、指揮命令、安全確保、情報通信、評価、トリアージ、治療、搬送（広域医療搬送の基本を含む）

3, 研修内容は以下の項目のシミュレーション形式の内容を含むものとする

近隣災害派遣、遠隔地災害派遣

4, 研修内容は以下の項目の実技訓練を含むものとする

情報通信、トリアージ、診療

5, 自衛隊、消防、警察などとの連携訓練を含むことが望ましい

災害医療センターDMAT事務局運営要領（案）

DMAT事務局で行う業務に関する事項について必要とされる基準・要件についてこの要領で定める。

1. 日本DMAT隊員養成研修関係

1. プログラム

研修プログラムは、DMAT事務局運営委員会で審議し、厚生労働省医政局指導課の承認を得ることとする。

2. 受講者

1) 正規研修受講者

① 正規受講者は、各研修において1チーム5名とし、10チームとする。

チームの構成は、医師2、看護師2、業務調整員1を基準とする。

② 正規受講者の決定は、都道府県より推薦を受けた者を厚生労働省医政局指導課が決定して研修依頼された者とする。

2) 正規枠外の研修受講者

① 次の要件による者で、DMAT指定施設であり、且つ厚生労働省の推薦を受けた者に限り正規枠の外に研修を受講することができる。

ア) 研修講師の推薦を受け、インストラクター候補者である者

イ) DMAT活動を行うにあたり、早急に登録資格を必要とされる者。

ウ) 関係機関職員で研修を受講することがDMAT活動を行うにあたり有用とされる者。

エ) 厚生労働省が認めた他のDMAT研修を修了し、当該研修で未受講項目を補填することにより日本DMAT隊員登録に必須なプログラムを全て修了することが出来る者。

オ) 既に当該研修を受講し、やむを得ない事情によりプログラムを全て修了することが出来なかった者。

② 正規の枠外の受講者は、各毎14名を上限とする。

3) オブザーバー（見学）参加者

① 毎回の研修に若干名の見学者を認めることが出来る。

② オブザーバー参加者は見学のみとし、グループ討議及び試験を受けることができない。

③ オブザーバー参加者は、主に医療従事者でない行政事務職や災害医療の今後に発展のために寄与すると判断される者に許可する。

④ 修了証は発行しない。

3. 修了証の発行

① 正規受講者が全てのプログラムを終了し、かつ試験に合格した者に対し、災害医療センター院長より厚生労働省医政局長へ受講修了に伴う修了証書の発行を依頼する。

依頼にあたっては、修了証書（公印を除く）を作成し公印の押印を依頼することとする。

- ② 正規の受講枠以外の受講者で全てのプログラムを終了し、かつ試験に合格した者に対し、災害医療センター院長名の修了証書を作成し交付する。
- ③ 厚生労働省が認めた他のDMAT研修を修了し、当該研修で未受講項目を受講し、日本DMAT隊員登録に必須なプログラムを全て修了した者に対し、災害医療センター院長名の修了証書を作成し交付する。
- ④ 修了証の発行番号は、年度ごとの連番とする。

4. 講師基準

1) 研修講師

- ① 日本DMAT隊員養成研修開始期にあたり、講師として相応しいと厚生労働省が認めた者。
- ② 日本DMAT隊員養成研修を既に受講した者で、プログラム全般にわたり高度な知識と技術を持ち合わせており、講師として相応しいと厚生労働省が認めた者。
- ③ 日本DMAT隊員養成研修を既に受講した者で、研修全般にわたるインストラクター（講師補助者）を2回以上努め、講師会議で講師に相応しいと認められ、かつ災害医療センター院長の推薦により厚生労働省が認めた者。

2) インストラクター（講師補助者）

- ① 日本DMAT隊員養成研修を既に受講した者で、講師に成るために研修のインストラクター（講師補助）を行う者。

5. 旅費・謝金

- 1) 講師及びインストラクター（講師補助者）に派遣に伴う旅費を支給する。支給する旅費は国立病院機構旅費規程による。
- 2) 講師には、災害医療センターの別に定める基準により謝金を支給する。
- 3) 旅費、謝金の支給に際し、講師等の所属施設の規程等により、講師等が受領出来ない場合は支給しない。

II. DMAT指定施設録

以下の施設をDMAT指定施設として登録する。

- ① 都道府県より指定を受け、厚生労働省へ報告された施設
- ② 国立病院機構所属施設
- ③ 国立大学法人所属施設
- ④ 国立医療機関で厚生労働省が指定した施設
- ⑤ 日本赤十字社所属施設

III. 隊員登録

1. 隊員登録証の発行基準は以下のとおりとする。

- 1) 厚生労働省より推薦を受けた正規受講生で修了証書の交付を受けた者。

- 2) 正規の枠外で受講し、修了証書の交付を受け、災害医療センター院長の推薦により厚生労働省が認める者。
- 3) 研修講師で、担当する職種の受講するプログラム全てに熟知していると厚生労働省が認める者。(講師会議で厚生労働省へ推薦する者を含む。)

2. 統括DMAT隊員登録

- 1) 「日本DMAT隊員養成研修」講師で災害医療センター院長の推薦により厚生労働省が統括DMAT隊員と認めた者を「統括DMAT隊員」として登録する。

3. 隊員登録証

登録証は、「日本DMAT隊員登録証」とし、以下の必要事項を掲載し、図柄は別紙のとおりとする。

1) 表面

①登録番号 ②氏名 ③生年月日 ④顔写真 ⑤職種(医師-赤、看護師-緑、業務調整員-黄) ⑥所属施設 ⑦発行日 ⑧証明者 ⑩医政局長印

2) 裏面

①有効期限 ②注意事項

- 3) DMAT指定施設に所属していない者への発行にあたっては、裏面の注意事項に次の文章を記載する。

「派遣にあたっては、傷害等に関する補償を確認し、各自の責任において出場すること」

- 4) 統括DMAT隊員の登録証は、「統括日本DMAT隊員登録証」とし、一般の隊員登録証と同様の必要事項を掲載し、図柄は別紙のとおりとする。登録番号は一般の隊員登録証の番号とする。

4. 登録証の管理

登録証の管理は、厚生労働省の委託により行い、次のとおりとする。

- 1) 有効期限を発行年度の5年後の年度末とする。
- 2) 有効期限満了時には都道府県を經由して指定施設へ登録者の確認を行うこととする。
- 3) 登録者の登録内容に変更がある時は、所定の様式により変更届を提出させることとする。
- 4) DMAT指定施設以外の施設等へ異動する場合には、所属施設名を削除し登録保留群として管理する。
- 5) 登録保留群の者がDMAT指定施設へ復帰したときは、所定の様式により届出を提出させ再登録する。
- 6) 登録保留群の者が有効期限満了時に更新を希望する時は、保留群として更新する。
- 7) 更新にあたっては、更新研修の必要性について今後検討する。
- 8) 登録証の発行にあたっては、都道府県を通じ指定施設の施設長へ所定の様式により通知及び確認を行う。
- 9) 有効期限満了時に所定の手続きを行わない者に対して登録を抹消する。

5. 登録番号

- 1) 登録番号は一連番号で管理する。
- 2) 厚生労働省が認めるDMAT研修修了者には、登録番号を付与する。

6. 登録証の作成

- 1) 当院で実施する研修修了者への登録証の発行は、研修委託費をもって作成する。
- 2) 他の施設等で実施され、厚生労働省の認定を受けた研修修了者への登録証の発行は、研修実施機関で作成する。
- 3) 登録更新時には、更新手数料を徴収して発行する。

IV. 指定施設及び隊員等の連絡先登録

1. 災害発生時に厚生労働省からの要請により迅速なDMAT隊員の派遣に資するため、指定施設の担当者、電話番号、メールアドレスを登録する。

2. 一斉通報

- 1) 隊員への一斉通報のための個人携帯電話メールアドレスの登録を行う。
- 2) 個人携帯電話メールアドレスの登録は、隊員の自由意思で登録することとし、強制しない。
- 3) メールアドレスの変更は、隊員個人が広域災害救急医療情報システムのDMAT関連ページから変更及び追加登録することとする。
- 4) 一斉通報にあたっては、通報のシステム権限を有するが厚生労働省の指示による以外には行わない。

3. メーリングリスト

- 1) 日本DMAT隊員養成研修講師及びインストラクター（講師補助）のメーリングリストを作成し、円滑な連絡体制とする。

IV. 広報

1. ホームページの公開

- 1) DMAT関連のホームページを公開する。
- 2) 当該ホームページは、広域災害救急医療情報システムからリンクできることとする。
- 3) ホームページに次の内容を公開する。
 - ・ 日本DMAT隊員養成研修に関すること。
 - ・ DMATの活動に関すること。
 - ・ DMAT指定施設、登録隊員への伝達事項に関すること。
 - ・ その他、DMATに関すること。
- 4) ホームページは必要により更新する。

2. 記録の保管

- 1) DMAT活動、訓練及び研修の記録を保管する。

3. 日本DMAT 隊員養成研修資料の管理

- 1) 研修資料はDMAT 事務局長の判断により提供することができる。
- 2) 研修資料の提供にあたっては、DMAT 指定施設での院内研修などを目的とした使用に限る。
- 3) 研修資料を電子媒体で提供する場合には、修正・変更を行うことができない。

3) 広域医療搬送活動マニュアル

a) SCU 活動マニュアル

b) 航空機内活動マニュアル

c) 航空自衛隊C1輸送機を用いたDMAT活動訓練資料（航空自衛隊入間基地）

ステージングケアユニット
医療活動マニュアル（案）

Ver.2

(060322)

1, 総論

- 1) ステージングケアユニットとは
- 2) ステージングケアユニットの活動目的と規模
- 3) ステージングケアユニットの限界
- 4) C : 命令系統と職種分担
- 5) S : 安全の確保
- 6) C : 通信・連絡
- 7) A : 活動評価と調整

2, 各論

a) 医師の活動

命令系統

医療従事者の配置の適正化

傷病者の数・配置の適正化

診療

診療記録

b) 看護師の活動

医療介助

看護・観察・記録

医療情報の伝達

医療資器材・薬品の管理

c) 事務職（調整員）の活動

調整

活動場所の確保・設営

通信の確保

基地内搬送手段の確保と動線の確保

患者搬送の実施

生活環境の確保（食料・飲料水、休憩場所・トイレ、宿泊場所）

医療業務調整（シフト）

物品管理

人員管理（登録、配置、配置換え）

3, 資料（物品一覧）

1, 総論

1) ステージングケアユニット (Staging care unit : SCU) とは
SCU とは、広域搬送を行うにあたり、搬送拠点基地に隣接して設置される医療施設である。医療施設の開設者は〇〇である。

注) 現行 : 被災地内 (送り出しのため) の S C U : 被災都道府県
被災地外 (受け入れのための) : 国

2) SCUにおける医療の目的と規模

○SCUにおける医療の目的

SCU における医療の目的は、広域搬送の適否の判断と、広域搬送中の安全を可能にするための傷病者の安定化である。決して、根本治療を行うものではない。

○ステージングケアユニットの規模について

ステージングケアユニットの規模の標準は、テント3張りを標準とし、テント内にそれぞれ4名の重症患者を収容し、計12名の収容を標準とする。

○ステージングケアユニットの標準医療従事者数

ステージングケアユニット医療部隊の人員は76名を標準とする。ただし、この数は搬送要員45名を含むものである。(組織図参照)

3) S C Uの活動制限因子

日常は医療が行われていない基地での医療提供となるため、病院での医療とは多くの点で異なる。

第一に環境の因子である。活動場所がテントあるいは格納庫が想定されているが、いずれにしても騒音、温度、風の影響を大きく受ける。さらに雨天や夜間の場合はさらに活動が制限されうる。

第二に医療資器材、医療材料の制限である。SCU では医療資器材、医療材料が十分でない上、薬剤師、中材など物品を管理する人材がない。限られた機材材料を自らが管理し使用する必要がある。特に酸素は供給が難しい材料の一つである。

第三に電気、水道、通信（電話）、排水トイレなどいわゆるライフラインの制限を受ける。

以上、被災地内の災害拠点病院よりも作業環境が劣悪であり、活動に様々な制限と限界があることを銘記すべきである。

○上記の環境改善のためには、電気、水道、排水、トイレ設備があり太陽光線、高温寒冷風雨の影響を受けにくい格納庫の使用が望ましい

4) C : 命令系統と職種分担

○SCU責任者：運営の責任者

- SCU全体（搬送班を含む）の人員配置、物品配置、傷病者の配置
- SCU内の傷病者の数を適正に保つために、航空機の運行、域内ヘリの運行の調整
- 搭乗（広域搬送）の可否について最終決定
- 搬送優先順位の最終決定
- 他機関（県庁、自衛隊、消防防災ヘリ等との連携）

○治療班責任者（医師）：治療の責任者

- 治療班の人員配置、物品配置、傷病者配置
- 治療の優先順位の決定、診療
- 治療活動（医師、看護師）の指揮

○搬入トリアージ

- 搬入時の事務手続きの確認
- 搬入前の状況や処置の確認
- 治療の優先順位の判断と治療班への引き継ぎ

○搬出トリアージ

- SCU責任者と連携して搭乗優先順位、行き先の判断
- 搬出時の事務手続きの確認
- 搬入時の状況や処置の確認
- 申し送りについて担当看護師への指示

○搬入搬送責任者

- 搬入のための搬送班と搬送手段（担架、レスキューカー）の確保
- 搬入指示
- 搬送者の安全確保